



参考資料I : 「第3回歴史文化をめぐる地域連携協議会」レジュメ集

(Citation)

歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業, 3(平成16年度事業報告書):164-186

(Issue Date)

2005-03-31

(Resource Type)

report part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002215>



参 考 資 料 I

「第3回 歴史文化をめぐる地域連携協議会」レジュメ集
(※当日のレジュメを縮小して収載しています)

地域遺産をどのように見るか

神戸大学文学部助教授、連携センター事業責任者 奥村 弘

○本協議会のねらい

兵庫県下、阪神間以外での自治体合併の急速な展開のなかで地域遺産がどのような状況にあり、私たちがその保存活用をどのようにすすめてくべきかを考える場とする

過去の自治体合併による地域遺産の消滅の例→神戸市の例、姫路市の例
行政サービスの一般的向上と地域の特性強調との間の矛盾
地域連携センターのアンケート調査から

○地域遺産という考え方について

阪神淡路大震災が発生した1995年ごろから、日本社会において、国や自治体が指定する重要文化財や自治体指定の文化財とことなる位置づけをもった、地域文化遺産もしくは地域歴史遺産という概念が拡大

2004年7月、内閣府の「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」は、「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」を取りまとめたが、この中で文化遺産について、「文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的な景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする。文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで、本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国家、重要文化財等の指定されたものだけでなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする。」と述べる

ここでは地域文化遺産とは、その地域の記憶をその地域において次の世代に引き継ぐ、地域にとってかけがえのないものであると考えられている。たとえば地域自治会の記録は、全国どこにいても存在するものである。しかし、そこに記録された地域の出来事は、その記録にしか残されていない。その地域にとっては、他のものと代え難いものであり、これらが全体として地域の文化遺産となっていく。

※地域遺産は単に「ある」のではなく、地域の文化の継承とともに価値を増していく存在

○地域遺産が活用される社会を考える

昨年の大水害による県下の被災状況からわかってきたこと

地域の歴史文化の解体の危機の拡大

高齢化、コミュニティの解体による記憶の継承力の低下

新たな地域文化のためのシステムづくりのための考え方、具体的方法の交流の少なさ
他方で新たな地域遺産を活用した新たな地域文化形成の動き

播磨学研究所、小野市好古館、神戸市淡河町など、県下で展開しつつある事例や、日本各地で進められている実践を学び、それを歴史文化に関係する自治体、住民、研究者が共有していくことの重要性 →同時にそれは歴史遺産の防災へ

第3回 歴史文化をめぐる地域連携協議会
2005.1.30

「市町合併と文化財行政に関するアンケート」から

神戸大学文学部地域連携センター
佐々木和子

1. アンケートの概要

実施年月日 : 2004年(平成16)8月
対象 : 兵庫県内合併協議会関係自治体文化財担当者 60市町
内容 : 市町合併に伴う文化財行政の現状と課題 【資料】
回答 : 30市町 (50%)
* 9月~10月 10市町訪問調査

2. アンケートの回答から

A. 歴史資料の保存・活用

保存資料の種類 : 原文書 20(66.7%) 報告書 23(76.7%) 地域に関する書籍 25(83.3%) 写真 21(70%) ビデオ 9(30%) 民具 23(76.7%) 出土遺物 30(100%) その他 9(30%)

保存基準の有無 : 有 5市町(16.7%) 無 25市町(83.3%)

* 有 ○○町に関する資料(1)、出土遺物について県教委の規定準用(1) マニュアルを規定(1)
無 地域にとって重要なもの(2)、自治体史に関するもの(1)

B. 合併をめぐる問題

合併自治体間の公的交流 : 有 21市町(70%) 無 9市町(30%)

合併後の課題

- ・ 合併後の資料の集約化をどう図っていくかが課題
- ・ 当時は現任、事務担当者のみ、埋蔵文化財として発掘した成果品についても確保保管しているのが現状自治体での取り組みに期待
- ・ 行政の力関係により協議がなかなか噛み合わないこと

- ・ 現在すでに生じている文化財財源体制の集約をどのように克服していくか
- ・ 旧市町の行政文書が合併後にきちんと保存されていくかが課題

合併後の人員配置

- ・ これまでは1人が社会教育全般をカバー、専門的に対応出来る部分が生じるのではと期待する
- ・ 合併後数ヶ月かけて縮小していく計画があり、十分な対応が出来なくなる可能性がある

大学への期待

- ・ 住民対象講座への講師派遣
- ・ 古文書等の史料・資料に対してデジタル化保存、地域における歴史資料のデータベース化

- ・ 古文書の調査調査等に関する指導者派遣や相談業務
- ・ 大学が地域に対してどのような活動が可能なのが、具体的に知らせて欲しい

市町合併と文化財行政に関するアンケート

(自治体名: 市町、担当部署、担当者)

A 貴自治体で保存されている歴史資料と活用状況について教えてください。

1. 貴自治体ではどのような地域歴史資料を保存していますか(いくつでも○印をしてください)。

- ・ 原文書 ・ 報告書 ・ 地域に関する書籍 ・ 写真 ・ ビデオ ・ 民具 ・ 出土遺物
- ・ その他

2. 1に関して、保存の際の基準はありますか。

- ・ 有 ()
- ・ 無

3. 貴自治体では住民を担い手とした地域歴史資料を活かした取組みが行われていますか。(例:市(町)史を読む会、市(町)史で収集された古文書を読む会等)

B 現在合併協議が行われている自治体と既に合併が行われた自治体双方の方に、合併時の地域歴史資料保存や文化財行政についてお聞きします。

1. 合併予定自治体の文化財担当に関する協議会や公的な交流がありますか(ありましたか)。

- ・ 有 ()
- ・ 無

2、地域歴史資料保存や文化財行政をめぐる、合併協議会の中で生じた問題や合併後に予想される課題等があれば自由にお書きください。

3、合併後の文化財担当部局がどうなるか、担当者の人的配置がどうなるか（どうなったか）わかる範囲でお書きください。

4、地域歴史資料の保存や活用について、大学に期待される役割はどのようなものですか。
(例：住民対象講座への講師派遣、資料の一時保管に関する相談業務等)

*以上です。ご協力ありがとうございました。

同封の封筒で8月31日までに返送ください。

なお、アンケート結果については、報告書等で自治体名を伏して公表する予定です。

問合せ先 神戸大学文学部地域連携センター（担当：佐々木）
TEL 078-803-5566（兼FAX）
mail:area@lit.kobe-u.ac.jp

地域の歴史文化資産の活用 一 市町村合併の動向を踏まえて 一

兵庫県教育委員会文化財室
村上 裕道

1 はじめに

1990年代以降、政治・経済のグローバル化の一方で、人々は精神的な拠り所として身近な地域の歴史文化遺産への関心を高めている。また、文化庁による「文化意識調査(1993年)」によれば、約9割の者が歴史文化遺産の保全に肯定的であった。また、2001年の全国の保存活動団体の同調査では、700近い団体が、ガイドボランティアから市町村と個別の組織を結ぶ中間支援団体まで幅広い活動をしていることが理解できた。

成熟社会の進展とともに、地域活性化の核として歴史文化遺産を活用して、あらたな創造的活動の源とすることが試みられている。また外部資本に依存した画一的な地域開発が限界に達している中で、地域で継承されてきた歴史文化遺産を地域の資源として観光等、地域の産業振興に役立てる試みも行われている。

地域文化の象徴である歴史文化遺産を様々な方法で「まちづくり」「ひとづくり」に活用し、「ふるさと文化の創造的伝承」を推進する時期が到来した。

2 伝統文化の状況

歴史文化遺産の内、比較的地域の空間・人と結びつきの大きい『無形民俗文化財』について、地域の受容状況を調べたところ、下記の表変遷を示した^{※1}。

戦後の政治経済や社会情勢の激変による村落共同体の変容、青年層の流出、さらには近年の少子高齢化等の影響により、伝承組織が大きく変化した。中世起源の宮座の形態を残す上嶋川住吉神社（社町）の「神事舞」等では、構成員の不足から分家の長男にも講への参加を許すなど、伝承組織の緩和措置が見られる。木津住吉神社（藤山市）の「田楽踊り」では、1952年に村全戸に宮頭を解放し、希望により長男の加入を認めるまでになっている。また、淡路人形浄瑠璃（三原郡）のように小中高校生への芸能教育、プロのための人形座設立など地域をあげて芸能を伝えるものも現れている等、芸能の保持を優先する姿は、結果として伝統文化を地域住民の絆としての役割を増している。

この傾向は近年特に顕著となっているようである。神戸市東灘区では、2000年4月29日に三十基のだんじりが練り歩いた。同区は震災により新しい住民が増え、だんじりの曳手が不足していたが、同区役所が「だんじりは地域活動を育てる有力な装置」と認識し、「東灘だんじり会」を結成して、新旧住民が気持ちを一つに集える場を設定したものである。伝統文化は、だれもが心をつなぐ力と他者との間に垣根を設ける特徴があるが、今回、世話人は「地車の担い手の確保に苦労しており、震災後に移り住んだ人たちに仲間に加わってもらいたい。」と呼びかけている。伝統文化の長所を引き出し、地域づくりに活用する取組は、震災以前にはあまり見られなかった。

県内の伝統文化保存団体の集まりである「兵庫県無形・民俗文化財保護協会」へのアンケート調査によれば、獅子舞などでは氏子組織を基本とするところ28%に対して、自治会組織を基本とするところ49%と約半数が地元地区活動へと変化していることが着目された。また、約7割が芸能大会などへ出演し、交流したことがあると答えており、伝統芸能

は単なる祭礼行事から地域コミュニティの紐帯として復活しつつある。

伝統芸能等、歴史文化遺産を継承してきた集団には、祭礼を担ってきた宮座などのように、最小一村落、わずか数十人規模のものから、旧城下町のように、数十の自治会を擁する規模のものまでであるが、空間的な領域を持つ伝統芸能などでは、伝統的な地縁が継続している範囲、すなわち小学校校区程度の範囲を領域としている例が多い。この領域は、現在でも「地区」「コミュニティ」と呼び留められ、地域活動の基礎単位として認知されている。

一方、行政単位の市町村域は近代以降の合併によって広域化が進行しており、近年住民が重要とより認識しているコミュニティやその表現手段である伝統芸能等の歴史文化遺産の領域と乖離しつつある。そのため、その推進策等の補完的な取組が喫緊の課題となっている。

2003年3月の「歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業」シンポジウムにおいて、歴史文化遺産を生活の中で活かしながら多量に保護し、歴史文化遺産を生み出した伝統的な地域文化に活力を注入し、これを源とする新たな地域文化を創造するために、「歴史文化遺産活用推進構想（素案）」を発表したところである。同構想では、活用の推進策について、ハード主体の「地域おこし」「まちづくり」を柱とする『魅力あふれる地域づくり』とソフト主体の「学舎づくり」「ふるさと観づくり」を柱とする『地域を愛するひとづくり』の視点から体系的に整理し、新たな文化財等の保護・活用システムのあり方の必要性を述べた。今回は、構想に続くその後の取組について、若干の事例を述べたい。

事例1 北淡町の歴史文化遺産調査計画

北淡町では、来るべき町の合併に備え、「魅力あふれる地域作り」「地域を愛する人づくり」の視点から資産の保全の状況がどのように考えられてきたか、そして、今後どのように考えていくべきかを再確認しようとしている。2003年度には『北淡町誌(1975年3月22日発行)』関連資料を基礎情報として、北淡町内の歴史文化遺産の現状と約30年間の変化状況を再確認し、合併後には、新市における一体的共有認識の醸成のため、域内の指定文化財報告書、文化資源の体系的調査、文化資源の調査ボランティアの養成、活用実践プラン、活用事業を継続的に計画し、小中学生等の地域史副読本や新市民向け地域史の改訂版の発行等を計画している。

約400件以上の有形の遺産を図化し、町内各所に分布していることを視覚的に確認し、また、伝統行事等の無形の遺産も聞き取り調査により町誌編集段階の大多数が残存していることを確認した。しかし、心象の遺産（風景）は極端に変化をし、同じ場所を特定することも難しい場合もあることを述べている。

「町誌」によると、北淡町の特色を表すものとして、「処々の谷合に無数にある溜池と簡棚式の水田」をあげ、また、「伊勢の森や常陸寺の存在は、我が国の山岳信仰と宗教のあけぼのを思わせ、われわれの祖先はここに心のふるさとの根拠を求め、・・・多種多様な宗教行事と信仰生活を展開しつつ、豊かな地方色を染め上げてきている。」と述べている。「淡路の象徴として白砂青松と群れ鳴く千鳥がある。・・・水平線上に白帆の姿を思い浮かべ、そぞろ懐旧の念にふけっているのは町民共通の感慨であろう。」と当時既に個々の歴史文化遺産はすばらしいが、心象の遺産が変化してしまった様子を記しており、心象の遺産は、過去30年間省みられることなく、変化し続けていることが確認された。

一方、活用の状況は、町教育委員会が行っている「総合的な学習」の時間への協力授業、生涯学習関係の事業が多く見られたが、歴史文化遺産を活かした地域おこし、まちづくりへ活かす取組は、北淡町震災記念館に集中しており、限定的であることが理解できた。

北淡町振興計画「後期基本計画」(2001年3月)では、北淡町においても各地域に古くから伝承されてきた地域固有の文化が薄れていく傾向にある。」と分析されているが、心象の遺産を初めとした歴史文化遺産の総合的な施策はまだ述べられていない。そのため、新市作以降にこれらの分析を基に「資産台帳」を作成し、計画的な「地域おこし」「まちづくり」を再検討しようとしている。

これらの動きは、県内各市町教育委員会においても同様の動きが見られ、赤穂市・生野町・篠山市等では活発である。また、柏原町においては、商工会が中心となった「まちづくり柏原」が長屋門、柏原藩陣屋跡史跡整備を始め柏原藩城下町整備構想と合わせて歴史建築物及び近代建築物の利活用の検討委員会が設置されており、下級武士の屋敷の外観を残した民家の保存や登録文化財化など、城下町の整備の一環として検討されている等、市町当局からの積極的な取組も見られるようになってきている。

II 事例研究 歴史文化遺産活用研修会

県教育委員会では、2003年3月に『歴史文化遺産活用構想(素案)』を提案し、昨年には一般向けに『歴史文化遺産活用フォーラム』を開催した。そして、2004年には、歴史文化遺産の活用についての触発の方法と地域連携のあり方について検討した。県内を神戸・阪神地域、東・北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域の7ブロックに分かれ、地域毎に県文化財課、各市町文化財担当課等により協議し、9月に協議結果報告会を開催した。

報告会では、各地域個々の歴史文化遺産の活用事例と特徴を紹介したのち、具体的に地域内でテーマを定めて歴史文化遺産を活かした連携事業の提案までであった。以下に報告会の概略を記す。

報告事例(1) 神戸・阪神南・阪神北の3つの地域からなる8市1町

神戸地域では洋館が、阪神南地域では近代建造物と灘を中心に酒蔵が多く残り、早くからこうした歴史文化遺産が観光資源として注目されていたが、現状では各行政区域内に限られているとして、こうしたお互いが持っている資産をいかに連携させることができるかといった視点が重要であると分析し、そして、連携を行うにあたり、以下の3点を考慮すべきとの意見の集約を見ている。

- ①「新たな地域性の創出」：歴史文化遺産の分野毎で行政区域を越えて手を組み、行政区域内で完結している資産の利活用を広域な地域で活用することにより新たな価値を創造することが可能。
 - ②「情報の集約と発信・提供」：各市町で作成している文化財の情報誌・文化財マップなど、市域を越えた広範囲で集約し作成することにより、更に新たな形で発信が可能。
 - ③「より魅力ある事業の展開」：サービスを受ける側の人たちにより魅力ある事業が可能。
- なお、連携事業の推進については、各項目の事業を8市1町全部で取組むのではなく、事業ごとに重点地域を設定する考え方が重要で、具体的な事業の実施に当たっては、先導役が必要と分析している。

報告事例(2) 東・北播磨の2つの地域からなる7市9町

北播磨県民局が中心となり「北播磨ツーリズム」、ボランティアガイド養成事業などを2001年度から実施しており、歴史文化遺産は既に観光資源として位置付けられている。開発部局から歴史文化遺産を活用して開発の質を上げたいとの意見が聞かれることから、歴史文化遺産の組み込み方を調整すれば連携して事業ができるのではないかと。また、観光部局では観光事業者等に様々な情報を提供・発信しており、文化財担当者からより資料を観光担当部局に提供し、発信効果を上げる必要がある等、文化財部局の取組が周辺の動きにむしる後れをとっていると分析している。

そのため、歴史文化遺産情報を速やかに提供すべきであり、文化財部局は地域の歴史文化遺産の特性を整理して、関連部局がより理解しやすいようにすべきであると述べ、試案を作成している。

歴史文化遺産情報

- ①各時代の「史跡が点在」する。
 - ②大規模・拠点的な「国宅・重要文化財等を持つ社寺が点在」する。
 - ③庵山などの凝灰岩採石場が点在する「石の文化が展開」する。
 - ④凝灰岩の採石場、観山探掘跡をはじめ「産業発展の足跡」が残る。
 - ⑤鬼道い・屋台・法道仙人・行基伝承など「民俗文化財・伝承が多数伝わる」。
 - ⑥三木城跡・明石城跡をはじめとした「赤松氏関連城跡をはじめ近世城郭」が点在する。
 - ⑦「北播磨には豊かな自然」が残る。
- 上記7つの特性をさらに整理・分類し、15のテーマに分けることができる。「石造物」「水利・溜池・水邊施設等」「城跡」「集落・寺等の遺跡・歴史公園・資料館」「古墳・石棺」などである。

報告事例(3) 意見提案

なお、報告会における参加者からの意見は下記の通りであった。

- ① 今までのような文化財の保護だけでなく、これからの文化財は観光資源や地域おこしの起爆剤として活用し、何よりも住民と密着した行政を展開していかなければならないと痛感した。
- ② 歴史文化遺産の活用の推進を考えるにあたり、対象は歴史文化遺産を活用してくれる一般の人を想定する必要があることから、従来なら文化財担当者は見向きもしない伝承などにまで取組、あるいは近代・現代の遺産である最近できた社町のコンクリートづくりのダムまでも項目に入れた。そして、その中でできるだけ地図を作り持って歩いていただけるようにしたいと考えた。
- ③ 特に淡路の場合は、民俗行事が日常生活に根ざしている地域でもあるので、こうした部分から地域住民の理解・関心を高めていくことがこれからの課題になる。
- ④ 歴史文化遺産の中で活用されなくなったものは、なぜ活用されなくなったのか。歴史文化遺産を活用していく上でこうした視点は不可欠だと考える。また、活用できているもの、活用できているがPR不足のもの、活用できていないものの区別も必要である。
- ⑤ 今回、県民局を単位として地域ごとに検討したが、テーマや共通する文化遺産が明確になった場合、広域の共通テーマとして連携を図るべきである。
- ⑥ 連携の狙いとして歴史文化遺産を資源として行政区域にとらわれない新たな地域の創造ということが考えられる。また、共通的理解としてより魅力ある文化財を活用した事業展開するには、情報の集約、例えば周辺が判りやすい共同研究や視覚的な広域マップ作りの提案が必要である。
- ⑦ 市町間の意識の格差にばらつきがあり、広域合併や財政状況等の各市町の諸事情によ

り、問題提起や課題が抽出できても今後の行政への反映や市町間の連携・広域行政の推進は難しいことを痛感した。

- ⑧ 地域によっては、残念ながら大学・博物館といった専門の研究機関がなく、そのため、専門家の評価を得にくい。住民が歴史文化遺産を活用し、地域を活性化しようという動機付けに必要なのは、見慣れた風景や身近なものを実は素晴らしい財産だという再評価・再認識である。そのために、専門家等による再評価を地域住民に知ってもらうことが重要である。
- ⑨ 地域の歴史文化遺産等を今後繁栄させていくには、各市町が共通のテーマのもとに地域グループ等で音頭を取り特定の時期に実施する。あるいは、全県的な地域連携による歴史遺産活用の新たな助成システムを作る必要がある。

まとめ

県教委がこれまで取組できた歴史文化遺産を活かした「ふるさと文化の創造的伝承」スキームをまとめたのが下表である。各市町教委初め、高等教育機関、そして、歴史系博物館が歴史文化遺産の活用推進について、その重要性を認識し、取組んでいることがいることが理解できる。

しかし、報告会でも指摘があったように、歴史文化遺産を資源として整理し、方向付けを行う段階が未整理であり、かつ、今後、歴史文化遺産の再評価等への体制の構築を図るべきであることも理解できる。

本年度末から来年度にかけて、多数の合併が行われる。歴史文化遺産は代替性のないものであり、多数の合意による「歴史文化遺産活用の推進体制」が速やかに構築されることを望む。



播磨学研究所の活動をめぐって

播磨学研究所・橋川真一

I 足元を見直す時代

町の豊かさに 反比例するように 人の心は貧しくなった
いま、足元を見直す時代になったと考える
そして その手段の一つが地域学である、確信している
ふるさとの良さを考えるべきだと思う
私たちが日常の生活を送っているところ、つまり風土を知ることが
私たちの「福」になる
風土を知る～地域づくりに 取り入れるべきだと思う

II 地域学とは

地域学 まだ定義はない
広辞苑 にも記載されていない
全く新しい 自然発生的な学問といえる
地方分権時代 地域の良さを知り伸ばす
・1970年代はじめ 地方の時代が叫ばれ
・1970年代半ば 文化の時代
・1980年代 本当の意味の文化の時代がやってきた
・このような背景の中で叫ばれ続けた「地方の時代」は、中央があって地方がある
つまり中央に従属した地方という考え方だった。そんなことでは、ほんとうの地方
を考えることは出来ない、全国で地域学が生まれた
・先陣を切ったのは掛川学。80年に掛川市が生徒学習都市宣言をしてからはじ
まった。それ以来、「横浜学」「多摩学」「長崎学」「愛媛学」「山形学」
「江戸学」など次々と誕生する。現在、1千とも2千ともいわれるが、実質、活動
しているのは100ほど
・兵庫県下 88年 播磨学 90年に淡路学 但馬学
その後 ひょうご学 神戸学 伊丹学 阪神学 丹波学 明石学 北播磨学
全国でも有数の地域学の盛んなところといわれた
・地域学は、地域が地域の特性を生かして、町づくり、人づくり、をしようとい
うものである。この特性とは何なのか、私たちが暮らしているところ、故郷の
風土や歴史の中に求めて研究するものだと思う。地域のあらゆる文化を総合的に
研究、調査、学問として捉える。そこから生まれた「特性」を 現代の私たちの
暮らしの中に生かしようというものである。それが地域の活性化につながる

III 播磨学の歩み

・1988年 昭和63年に播磨学研究会として発足
公開講座 18講座 のべ5万人 今年「陽陰師のふるさと」
講義録の出版 11冊
平成5年に播磨学研究所として衣替え
サポートプロジェクト 個人の研究に光 研究支援

237件 33件に支援 ここからも新しい研究

研究紀要 10冊

多くの地域研究会の発足 播磨国風土記 播磨鑑 文学研

北播磨 東播磨 明石のこと

・地域学 全国的な高まり

IV 地域学の膨らみ

・研究会 阿部知二研究会 研究誌
全国近代文学者大会
戦後地図を作る会 「経路の戦後史」
姫路戦後史研究会
播磨地名研究会 「古代地名は語る」
全国地名研究者大会
「山の地名」

・播磨には 11市 21町
文化には壁が無い

V 地域学の難しさ

・文化とは 作るものではない 自然に作られていくもの
地域学は その土壌を培っていくもの

VI これからの地域学

・現代の播磨を考えてみると
面積 3700平方キロ 兵庫県の44%
埼玉県に次いで全国38位
人口 約180万人 兵庫県の約35%
鹿児島県に次いで全国23位
大国の力を持っている
・いま私達に必要なのは、地域から発信するエネルギー
古い風土・歴史から学んだことを
現代に生きる私達が、生かしていかなければならない
・播磨学は、播磨の人たちとともに 新しい文化の実験である
古代から連続としてつづく大國播磨 文化大國の復権を
目指していきたいと考える
・播磨学の計画～夢
古い歴史・風土の中で学んだことを
現代に生きる私たちが、生かしていかなければならない
新しい地域学の創設を呼び掛けたいと思う
・地域主権 中央への発信
新しい視点に立って地域学の創造を考えていく
地域学は、地域の人たちとともに 文化の実験である
地方分権時代の地域づくりを目指してほしい

尼崎市における歴史的行政文書・資料の保存・活用について

報告者 辻川 敦 (尼崎市立地域研究史料館課長補佐)

1 尼崎市立地域研究史料館の概要

尼崎市の文書館施設として昭和50年(1975)設置。尼崎地域の歴史に関する、以下
のような記録史料類を調査・収集・整理・公開し、広く市民の利用に供している。

古文書・近現代文書類	116,300点	歴史的行政文書	14,100冊
文獻類(地域史誌・刊行史料・逐次刊行物等)	103,320冊		
地図、写真、絵葉書、複製史料等			

2 尼崎市立地域研究史料館における史料の利用と歴史的行政文書・資料

収蔵史料は研究者のみならず、広く市民や事業者、行政内部の閲覧利用に供している。

来館	電話	その他(メール・来信等)	合計
1,085件	350件	118件	1,553件
1,302人	355人	127人	1,784人

歴史的行政文書・資料は、さまざまな閲覧利用に際して基本的かつ重要な情報源であ
ると同時に、他の種類の史料とともに利用できること、その際館の側が十分なレファ
レンスを行うことで、歴史的情報源として有効に活用し得ることを強調しておきたい。

3 歴史的行政文書・資料利用の実例

(1) 市民による利用 = 公害・環境関係文書・資料の閲覧

尼崎の大気汚染公害患者・遺族らによって昭和63年(1988)に提訴された尼崎大気
汚染公害訴訟は、平成12年(2000)高裁判決がくだされ、その後和解が成立した。
和解後、尼崎公害患者・家族の会は被害患者のケア、公害被害地域の環境再生に向け
たまちづくり、公害問題・環境対策の記録づくりなど、多様な活動を進めている。

この間、史料館には、患者会と連携して公害史の調査と記録づくりを進める大学研究
グループが継続的に来館し、関係する行政文書等を網羅的に調査・収集している。その
成果は、患者会や研究者のみならず、行政自身にとっても有益なものとなるであろう。

(2) 行政による利用 = 公共施設統廃合と市村合併協定事項の確認

この間、尼崎市は財政再建プログラムを進めるなか、公共施設の見直し・再配置を進
めている。施設見直しに際しては、過去の経緯、市村合併時の協定事項や地元との合意
をふまえて検討・協議を行っていくことが必要であり、担当課からはその都度、関連
情報の提示を求められている(庁内利用においても原則は各担当自身による史料閲覧調
査であるが、このケースはもっぱら館の側で調査し情報提供する形をとっている)。

合併協定はすでに『尼崎市史』史料編に掲載されているが、さらに詳細が必要な場合
は、過去の行政文書・資料を検索して情報を洗い出す必要がある。

参 考

平成17年1月
地域研究史料館作成

尼崎市立地域研究史料館における 歴史的行政文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和37年(1962)6月 尼崎市史編集事業開始(総務局所管)。
尼崎市史編修室時代より行政文書調査実施、歴史的行政文書を収集、保存。
昭和50年(1975)1月 尼崎市立地域研究史料館設置(総務局所管)。
尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書
類、歴史的行政文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開。
尼崎市史編集事業も引き継ぐ。
この頃より、毎年の廃棄行政文書よりの選別、収集、保存をルール化。
昭和62年(1987)12月 公文書館法公布(昭和63年6月施行)。
平成元年(1989) 尼崎市文書規程に、歴史的行政文書保存規定追加。

(歴史的価値を有する文書の保存)
第79条 第76条第1項又は第77条第1項の規定により廃棄することと決定した文
書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」
という。)において、保存することができる。
2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表
示をしなければならない。

2 歴史的行政文書の収集

- (1) 尼崎市文書規程(及び交通局、消防局、教育委員会文書規程)にもとづき、毎年度、
保存年限が満了し廃棄される行政文書のリストを閲覧し、歴史的行政文書として保存
する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。
- (2) 収集した歴史的行政文書は、簿目録を作成し、各課に通知。
- (3) 年間廃棄冊数約5,000冊のうち、10分の1にあたる約500冊を選別・保存。

3 歴史的行政文書等保存状況

歴史的行政文書保存冊数 平成16年末現在 14,100冊
ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的行政文書の整理・公開

- (1) 簿目録を順次整備中。件名目録については、明治期文書より試行的に作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的行政文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開(公文書公開制度)に準じて閲覧対応を行なっている。

5 その他の課題

平成18年度より全面稼働予定の電子取案・文書保存システムへの対応が必要。

「地域社会と行政文書」

報告者 飯江 愛 (尾崎市立地域研究史料館嘱託)

(1) はじめに

- 報告者…史料館の嘱託として、廃棄行政文書の収集・保存、件名目録の作成等に従事
- 史料館が現在保存する、「戦後の合併期」に関する史料群への注目

「知られざる尾崎」の一例

(2) 『尾崎市・鳴尾村合併関係文書』

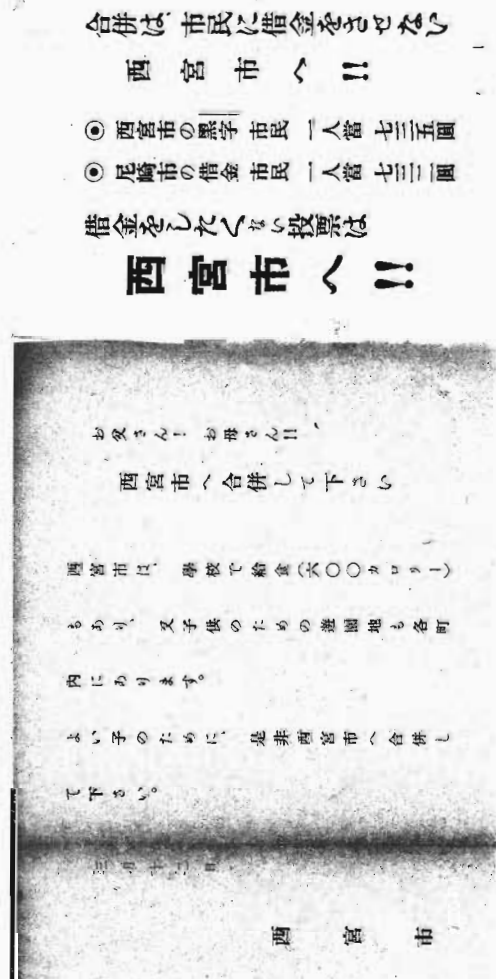
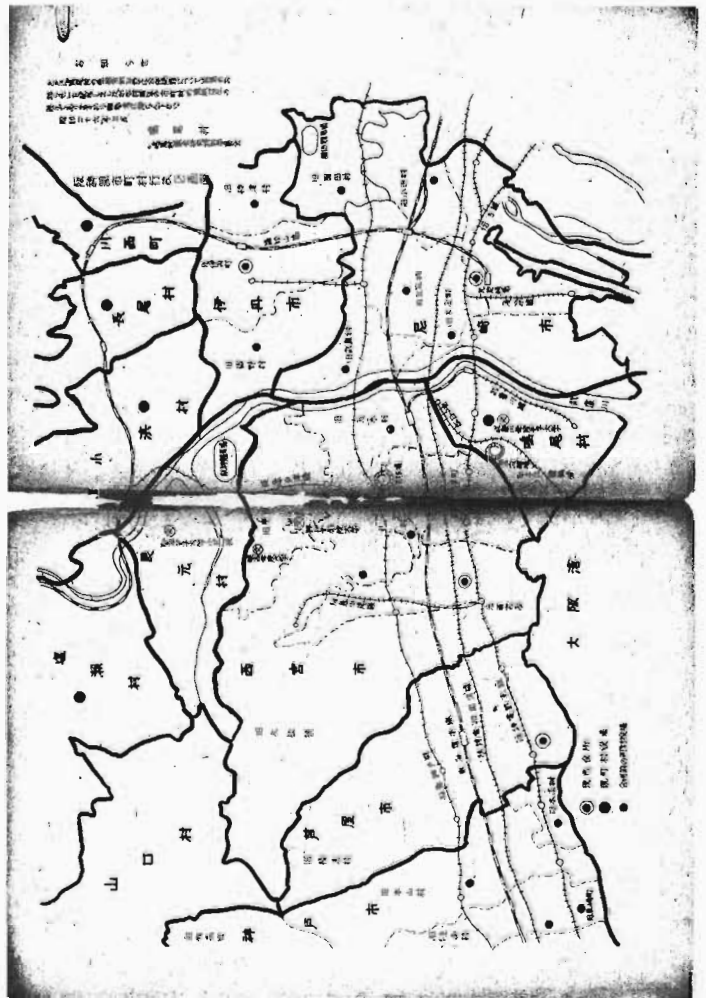
- 数年前に古書目録で「発見」、古書店から購入。
- 合併構想当時の行政担当者の「個人持ちファイル」として、たまたま残った文書群がされている中身—
- ・合併交渉の背景と経緯 敗戦間もない頃に浮上した「阪神大都市」構想(※地図参照)
- ・西宮市との激しい合併誘致合戦と両市のビラにみる双方のイメージ
- ・尾崎市のイメージ「工業都市」「日本一市役の安い市」⇔「煤煙と塵埃にまみれた街」
- ・西宮市のイメージ「健康文化住宅都市」「文教都市」⇔「財源の乏しい市」
- ・当館保有の行政文書群…この時期の行政文書は欠如。「たまたま」からわかる事実
- cf. 尾崎市の二部授業実施一昭和20年代後半～30年代前半にかけての『教職員採用簿冊』が存在する意味

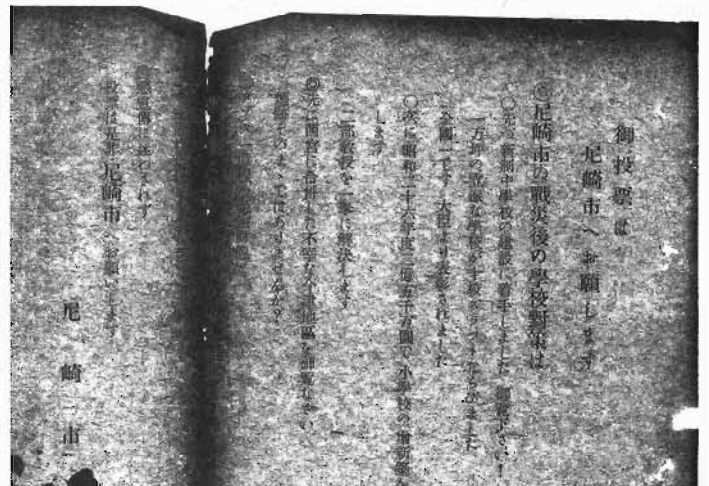
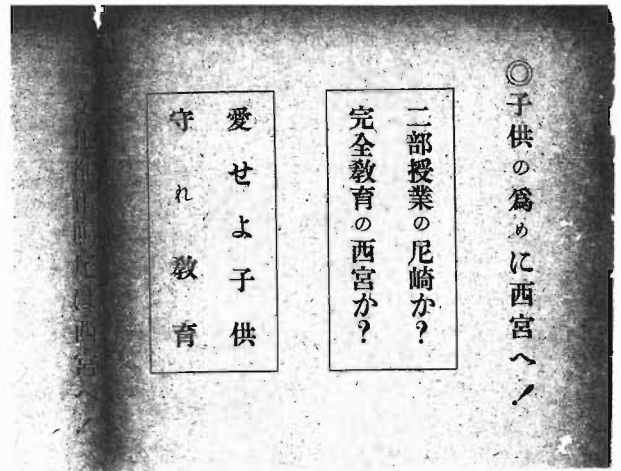
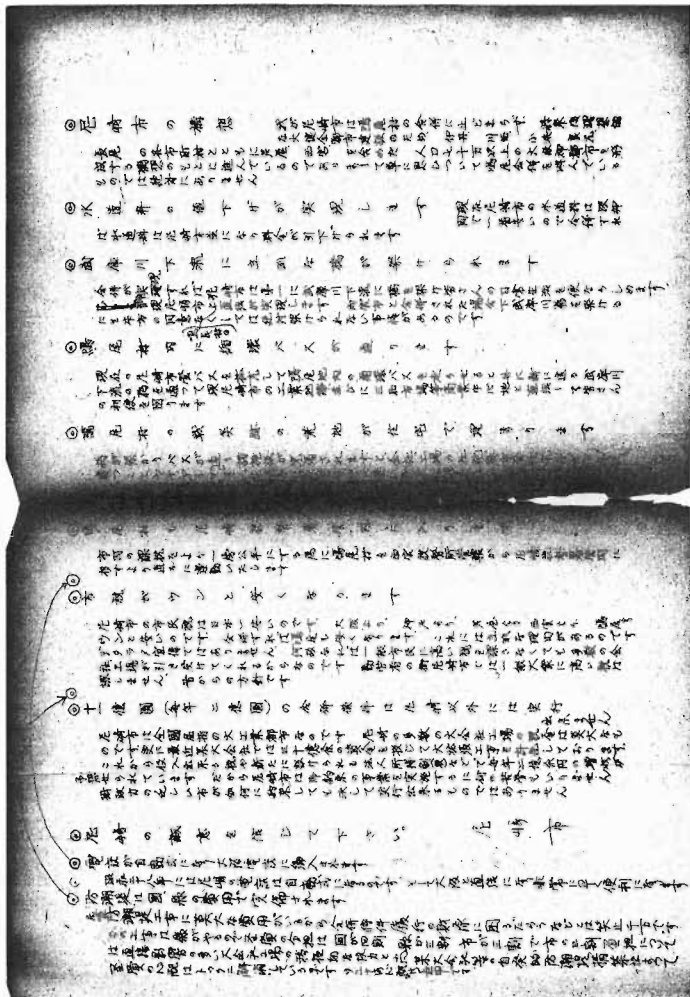
(3) 行政文書を残すことの意味

- ①行政文書は、その時々自治体の有りようをたどる重要な手がかり
- ・「行政文書が消える」=「過去を知る手がかりがなくなる」=「自治体の歴史(行政サービスの蓄積という地域遺産)が消えてしまう」
- ②地域住民にとっての行政文書
- ・自ら属する地域社会への理解を深め、さらに街づくりを進めて行く上でも重要。
- ・ある地域に対する史的なイメージや認識を、人々が作り上げたり、共有したりするためには、最低限の条件として、「史料が残っている」「史料を残す」ことが重要
- 「合併前のこの地域は一体どんな街だったのか」という疑問

(4) 行政文書を残していくために —今後の課題—

- 行政文書に対する認識やコンセンサスの問題
- ・行政文書は、その時々自治体の施策との関わりで必要だから作成される—行政文書自体が第一級の歴史史料、「将来の遺産」
- ・専門家や大学研究機関等の果たす役割の大きさ(研修やレクチャー等を含む官学協力システムの構築の必要)
- 館の存在が知られていない事実
- ・地道な努力の蓄積と、さらなる市民へのアピール





市町村合併と地域遺産の保存・活用を考える一文書・文化財・地域史料一
行政文書を歴史遺産にするために

2005/1/30 松本市文書館 福嶋 紀子

- 市町村合併をめぐる全史料協の動き
 - 第27～29回全国大会（平成13年～15年）の統一テーマ「21世紀の史料保存と利用」のもとで市町村合併と公文書保存の問題が取りあげられてきた
 - 平成13年11月28日 全史料協より総務省に、「市町村合併時における公文書等の保存について」要請が出され、これに応える形で平成14年2月18日には総務省自治行政局より、各都道府県市町村合併担当部長あてに、「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請がなされる。
 - 全史料協資料保存委員会
 - ①平成14年1月24日 「自治体史編纂に関わる歴史資料の保存状況調査について」自治体史編纂に関わる市町村宛てアンケート調査
 - ②平成14年7月9日 「市町村合併時における公文書等の保存についての調査」全国市町村 行政文書担当窓口宛てアンケート調査
 - 「データにみる市町村合併と公文書保存」全史料協資料保存委員会編（岩田書院）
 - ③平成15年7月10日 「自治体の保有する公文書の現状について」自治体史編纂に関わる市町村及び旧町村役場文書を保存する資料館等宛てアンケート調査
 - 「自治体の保有する公文書の現状について—資料保存委員会調査報告書—」全史料協資料保存委員会編 PDFファイル（全史料協HPよりダウンロード可能）
- 旧町村役場文書の残存状況
 - 「歴史資料として重要な公文書等」と永年保存文書
 - 合併前の「旧町村役場文書」について
 - 自治体史編纂室・資料館・博物館…歴史資料
 - 行政文書担当窓口…引き継がれた永年保存の行政文書
 - *把握できていない行政文書が過去の市町村合併で抜け落ちたもの
 - 自治体史編纂事業と資料保存運動
 - 資料編をともなう自治体史の刊行が盛んに行われる1980年代以降、市町村レベルでの資料所在調査や資料整理作業が行われるようになる
 - 民間所在資料に対する、都道府県史による調査と市町村史による調査の競合
 - 反面、近代以降の調査資料については自治体史によって公開性が高まったにもかかわらず、都道府県、市町村ともに管理責任を譲り合っている状況
 - *市町村合併で抜け落ちていく史料群
- 行政文書はどのように廃棄されたか
 - 市町村合併が直接行政文書の廃棄につながるのではない
 - 合併事業を前提とした行政文書廃棄がどの程度行われたのか
 - 結果として残っていない旧町村役場文書
 - 行政文書はいつ廃棄されるのか
 - 作成母体の消滅、管理者の交替、引継が不十分
 - 収容スペースが狭隘、庁舎の新築・移転

保存の必要性がなくなった
一歴史資料としての重要性、行政文書としての重要性

- 「歴史資料として重要な公文書等」とはどのような文書か（②報告書の意見より）
- 条例、規則、規定、土地関係文書（土地台帳など）、戸籍、議事録、文化財関係
- 自治体史の編纂に参考にした文書、自治体の歩みを示す文書、近現代史の編纂に必要となった文書で、専門家が調査した文書
- 各種イベントに関わる文書、工事の年代などが分かる文書、住民生活の様子を示された文書
- あいまいで分からない、判断が出来ない、具体例をあげて欲しい

- 行政文書はどのように残されていくのか
 - 教育委員会・資料館等に移管される公文書収集基準を持つ自治体の増加
 - 一歴史資料の保存に立脚した資料保存運動の成果、自治体史編纂事業の成果

行政文書としての重要性に基づく文書保存理念で継続保存されてきた行政文書
一記録管理と一体化した文書保存、情報公開法の施行
住民への公開性、利用の側面では不十分、市町村合併が行われた場合管理主体が断絶してしまうことが文書散佚の要因となる

- 市町村文書館設立の可能性は？（②報告書の意見より）
- 必要性は感じているが、財政的なゆとりがないから文書館建設は無理
- 保存したくても文書の価値判断を出来る専門職員がないから出来ない（歴史資料として重要な公文書）を判断できない）
- 公文書の保存は首長部局の仕事である
- 歴史資料保存の必要性は感じているが文書館法に強制力がないため設立は困難（関西、某市）
- 小規模自治体には歴史資料といわれるような重要文書はないので文書館などはいらない（関東、某市）

今後の行政文書の保存には新たな視点が必要
「歴史資料」として重要な公文書等であるから残すのか（学術研究の素材）
永年保存の必要な行政文書として残すのか（行政職員の情報源）
一住民の一般利用に供することの出来る公共的情報源と成り得ていない

行政文書は誰のもの
歴史資料は誰のもの
自治体史の編纂段階で、歴史研究者が「歴史」をどのように描いたか
一住民にとっての「歴史」が地域で共有されているかどうか

地域遺産をめぐる
小野市立好古館の取り組み

1. 地域博物館の役割

①好古館の組織改革 小野市好古館に就任した平成14年度の初め、職員から聞かされたのは年間予算が500万円で特別展2本、また企画展3本、その他の事業も含まれているとの事であった。さらに驚く事に、好古館は生涯学習課文化財係の下部機関として()書きであった。

なお、予算については平成2年の開館以来から現在においても、同額予算の中で年間事業を展開して来たとの事であった。この事業予算については、今日の財政事情から鑑み、新規事業は一切認められないとの財政当局の方針に従っているとの回答であった。

そこで、市長に直接面談を求め「好古館」の組織改革と新規事業費を承認した結果、組織の改革については平成15年度に改革の承認を得る事が出来た。また、予算については新規事業は一切認めないと言った事はないとの回答を得た。

その回答で、市長を承諾させる企画内容によっては考慮していただけるものであるとの感触により、今後の新しい試みに展望が開けたのであった。以上の結果にもとづいて、将来の文化財行政と小野市民に果たすべき博物館の組織を充足する事になった。

②好古館の取り組み 平成15年度へ向けての新しい展望が開けた方針を基に、14年度までの好古館を整理すると以下の通りであった。

地域の博物館として平成2年の秋に開館されて以来、嘱託館長・学芸員1名嘱託学芸員1名と臨時任用職員1名の少ないスタッフによって、小野の歴史を解明し、市民に展示・公開されて来た。

しかし、厳しい体制のもとで展示会を開催して来たが地域の博物館として肝心の方針が全く考慮される事なく12年間が過ぎ去って来た。

この着眼点の欠如によって、市民から頼まれる好古館から遊離し、市民の感心が薄れていったのでは無いかと思われた。

何故、地域の博物館が地域と一体となって取り組む事業展開が出来なかったのか不思議であった。

平成14年度の当初に平成13年度のある時期において、阿形町の公民館で住民自身により村で引き継がれて来た絵図・古文書等の展示会が開催された事を知り新聞を見ている時に発見した。この開催の記事に関して好古館の職員および文化財係の職員に聞いて見ると、事務職員の1人だけが見に行っただけで学芸員の誰も知らなかった。

私は、この記事を見て好古館の職員として大変悔しい思いと残念な気持ちに打ち呑められた。また、地域の博物館が率先して実施すべき地域展を、地域住民が自ら開催された事に対して複雑な気持ちであった。

③市民から見た好古館 私が好古館に勤務した時、小野小学校内にある好古館であるのに生徒が学校事業として訪問していない現状を見て、なぜもっと気軽に訪問が無いのかが理解出来なかった。さらに、他の7校の小学校においても同様の事情であった。

そこで、学校から見た好古館のイメージを聞きたいとの思いで学校(小学校8・中学校3・幼稚園・保育所)を訪問した。その結果は以下の実情であった。それによると、「敷居が高い」「気軽に行けない雰囲気」「仰々しい」「展示物について知らないで行けない」さらに「好古館の展示等のチラシとポスターが送られてくるだけである」

さらに何の広報も無く、その内容等がどの学年に達しているか等についても

全く理解出来ない状態のままでは、気軽に訪問出来るものではないとの意見を伺った。

この様な内情については、好古館として初めて聞く事ばかりでした。学校側でも初めて私が事前に訪問したので学校の実情を話されたのであった(この意見は、職員個人への意見ではなく組織としての館長への姿勢が問われているものでした)また、一般市民の方々にお聞きしてもあまり違ったものではなかった事を知り、今後の広報に対する取り組みへの参考になったのは、言うまでもない事であった。

④好古館の役割 地方分権が進む中で、地域では住民が行政と共同で地域の発展にかかわりながら住民の自立へ発展して行く事が今日の情勢である。

また、学校においては総合学習を積極的に利用し、学びに取組まれているところである。さらに、一般社会においても生涯学習に積極的に取り組まれているのが実情である。

このような社会情勢のもとで、地域における博物館の役割とはどのような取り組みが待たれているのだろうか。

④新しい好古館へ 好古館が開館した平成2年秋から既に12年が過ぎた中で、入館者が人口の1.2%前後で、0.000人台を越えること無く今日を向かえていたのが実情で、好古館への関心度であった。

この実情を打破しない限り、益々好古館から遊離して行くのは明らかであった。

ひいては、小野市民の方々に何を問われているかを具体的に検証し、市民に認知される方針を打ち出す事が問われているのであった。

そこで、市民と共に歩む好古館として事業計画を見直す中で、14年度に新規事業を打ち出す計画に掛かった。

幸いにも小野市では、小野市史の発刊と市史編纂室のスタッフがおられ各町の史資料について掌握している。

⑤地域展の開催 1.平成14年度の地域展「わたしたちのまち・阿形」(資料1)

13年10月、小野市の南端に位置する「阿形町」の住民独自で絵図と古文書を用いて、町の公民館で住民を対象として開催された。

この展示会の開催を新聞で拝見し、是非、好古館で再度開催し小野市民に阿形町の歴史を公開してほしい事を初対面にもかかわらず区長宅を訪れ、申し入れた。

この申し入れに対して、役員会に困った上で連絡するとの回答を得た。その後の連絡を得て7月の役員会で、今回の地域展の主旨内容を説明させて頂いた。その内容は、以下の通りである。

好古館で初めて取り組む地域展で、町の歴史について一番良くご存じの住民の方々と連携し、古代から現在までの歴史の歩みを深く内容とする。

また、この展示会を開催するには市史編纂室および小学校・中学校の協力を絵図と古文書については、市史編纂室が担当する。

・小学の解明については、専門家にボランティアで依頼する

・古墳の調査にとまなう伐採は、好古館職員と住民で実施し測量を行う

・その他、町の歴史については、町の児童がチームを組んでテーマを選び自分の親に聞か、町の高齢者に聞き取り調査を行い横道紙にまとめる

また、その作品は夏休みの課題研究として新学期に全校生に発表する

・役員は、児童が調査することについて補佐する

しかし、地域展に取り組んだ結果、町々から地域展を実施した事によって町で新たに三世帯の交流が出来ることにも、親と子供、孫との生涯学習・総合学習の見本が具体的、且つ明確に認識する事が出来たとの評価を得た。

また、3地域の子供たちに共通した点は、自分たちの町の歴史について調べた結果、初めて知る事ばかりであったが、自分の町を誇りに思うことともっと知りたいたいと思うようになった。さらに、この町に一生住んで行きたいと思う様にもなり、機会があればまた参加して調べて見たいと思うとの感想文を多数、寄せられた。

なお、これらの感想文については、児童の調べた冊子に全てを掲載しているので参考にさせて頂ければと思う。

2. 総合学習の1例

小野市立東住小学校の総合学習 (資料4~7)

平成15年8月、東住小学校4年生の総合学習の一環として、地域を調べるテーマに講師として依頼され興味を持って承諾し、当日に出席した。

その時、テーマ毎に4グループに分かれ私が担当したが、「歴史遺産」で可愛い4人の女の子であった。当初、4人を見たときどうなる事かと心配しましたが、自分たちの町内に古墳がある事について調べたいとの意気込みを感じ、ほっとした気持ちであった。

町内の横穴古墳を調べ、他の古墳も参考に見学し調べに当たった子供達の熱心な姿に感心した。調べ後の11月、4人の可愛い女の子が好古館に来訪し、成果のパフレットと古墳への案内板の設置計画を聞き、またびっくりした。また、古墳石室の入口部に手製の机と見学感想ノートも設置するとの事で、この一途な小学生の姿に、何かの形にして上げたい気持ちが下記の記事です。

- ・調査は、夏休みに日程調整の上で地区担当の先生が出席し、生徒を指導する
- ・調査研究成果は、図録にまとめて一般に有償配付する(費用は好古館)

町の住民参加の調査によって得た成果は、好古館で「わたしたちのまち・阿形」として企画展を開催した結果、小野市民は勿論、加古川流域の方々にも好評を得た。

幸いにもこの企画展が文化庁芸術拠点形成事業として認知して頂き、補助金を得て開催出来た。

しかし、この地域展は住民参加の地域展として初めて試みた企画展であったが、図録作成については年度の途中に組み込んだ事業であったため、予定のページ数が確保出来なく、児童の作品を十分に生かされなかった点は悔やまれた。

平成15年6月、小野・加東ロータリクラブの役員から小野市の文化発展に寄与したので、好古館で何かを推薦してほしいとの依頼を受けた。

迷いもなく阿形町の区長に話を伝え役員会に困って頂いた結果、寄附金を町お越しの一環として有効に活用する事になった。

そこで、役員全員から「阿形展」で住民一帯となった姿を表し、自分たちの町を散策できる案内板・現地の説明板・散策標識の設置が決定された。

住民の手で各説明を担当するとともに、A3版のカラー刷りのマップが町の費用で作成された。

そこで、平成16年3月21(日)小野市長初め250名の参加者を得て、除幕式の開催後、阿形町住民の手作りの「お祭り」と「お茶」を持参し、14ヶ所を1時間30分の散策に地域住民を含めた全員が満喫されたのであった。さらに、ロータリクラブでも有効活用された町お越しの姿に感服されていた。

地域展の開催

2.平成15年度の地域展「わたしたちのまち・中番」(資料2)

平成15年度の地域展は、14年度と同様の方針を踏襲し調査・研究の成果を展開したものである。

テーマは阿形町と同じ「わたしたちのまち・中番」、この地域展の開催に当たっては、町で実行委員会を結成した上で実施した。

なお、「わたしたちのまち・中番」の開催にもなう図録作成については昨年の教訓を生かし、文化庁から児童の作品を別冊で1,000部作成するとともに、一般用の図録についても(500部)無料として配付した。その作成費用については、文化庁の全額補助を受けた。

今年度の地域展は、前年度と同様に好評を得たところである。

地域展の開催

3.平成16年度の地域展「わたしたちのまち・栗田」(資料3)

地域展も3年目となり、全2年間の成果を鑑みさらに飛躍すべき試みから開催場所を好古館から飛び出し、積極的に集客し対応して行く必要から地元で開催する事を役員会に申し入れた結果、快く了承して頂いた上で開催した今年度の開催については、児童および町の住民の方々に自分たちの作品を何時でも自由に鑑賞して頂く配慮から地元の会館で開催したものである。

しかし、地元負担として会館の維持費は相当額にのぼるにもかかわらず、便宜を図っていただいた事に感謝するものである。

なお、この地域展を開催の役員管理費・展示ケース搬送費の補助、また児童用の図録(1,000部)と一般用の図録(500部)費用については、全額文化庁の補助を受けた。

3年間の成果と反省

この3年間に渡って地域博物館の役割として地域と行政・学校が一体となって地域の歴史等について掘り起こして来た。しかし、時間の制約と好古館の体制不足から当初に考えていた追求が不十分となり、欠点をさらけ出した



資料1

小野市立好古館 平成14年度企画展

わたしたちのまち・阿形

～村方文書から見た村～

（阿形と大江川原の結ぶ 天保12年）

期間 平成15年2月15日(土)～3月2日(日)
●開館/午前9時30分～午後5時(入館は4時30分まで) ●休館/月曜日

入館料 大人(高校生以上)…300円 ※団体割引あり
小・中学生…100円(但し、ココロカード持参の小・中学生は無料)

講演会 日時 平成15年2月23日(日)・午後1時30分～4時
聴講無料 会場 兵庫県立小野高等学校内・百周年記念館

テーマ①「私の阿形町」 講師 横山義保(阿形町区長)
テーマ②「村方文書から見た村」 講師 田中圭一(元筑波大学教授)

主催/阿形町・小野市史編纂係・好古館
後援/小野の歴史を知る会

小野市立好古館 〒657-1975 兵庫県小野市高木町4-7-7 番地 TEL:0794-4851339 FAX:0794-6313462

平成15年度文化庁芸術拠点形成事業

資料2

わたしたちのまち・中番

中番

小野市立好古館 平成15年度企画展

平成16年2月14日(土)～3月7日(日)

開館 午前9時30分～午後5時(但し、入館は午後4時30分まで)
入館料 一般(高校生以上)200円、小学生100円
(14歳以下・ココロカード持参の小・中学生は無料)
休館日 平日日曜日・祭日の場合はその日

見学会 「古文書から見た農村」
講師/武田 清市先生(筑波古文書研究家)
日時/2月22日(日)午後1時30分～
場所/兵庫県立小野高校百年記念館(神戸電鉄小野駅下車西へ徒歩5分)
聴講無料・参加自由

主催/小野市立好古館 後援/小野市史編纂係・小野市立好古館・小野市立好古館・小野市立好古館・小野市立好古館・小野市立好古館

資料3

小野市立好古館 平成16年度特別展 市制50周年記念

わたしたちのまち・黍田

きびた

期間 平成16年
6月19日(土)
7月19日(月)

会場 黍田会館
▶休館/月曜日(但し、祝日の場合は要日)
▶開館/午前9時30分～午後5時(入館は4時30分まで)

入館無料

講演会 聴講無料
日時 平成16年7月3日(土)・午後1時30分～
会場 加古川上流浄化センター

見学会 「江戸時代の黍田村」
日時 平成16年7月3日(土) 午前10時～正午12時
会場 黍田町有志

費用無料 参加自由

資料4

来任小学校 古くじクラブ

もくじ

- ①もくじ…1ページ
- ②とくちやう…2ページ
- ③注意…3ページ
- ④月段そり…4ページ
- ⑤持ち牛…4ページ
- ⑥写真…5ページ
- ⑦写真…6ページ

石倉古墳群
石倉二号墳

石倉古墳のすし蔵のはりた
らたてです。
これたには、石倉古墳のた
くらのたてがはりた。

1ページ

Ⅰ 経過と概要

○連携事業のきっかけ

神戸市と他市間で淡河城址の歴史整備事業

↓
 「第1回 歴史文化をめぐる地域連携協議会」で、淡河の事例が紹介される

↓
 地元から神戸市政府を通して神戸大学文学部地域連携センターに打診があり、二者の連携事業が開始される

○連携事業の内容

・歴史セミナーの開催

- 第1回 月掛康明氏「成河本町周辺の史跡」
- 第2回 小林基伸氏「『有馬氏系図』を考える」
- 第3回 桑田健氏「豊臣秀吉と北神戸地域」

・史料調査

- ・所在確認の呼びかけ
 下田勲氏 葛島文彦
 磯田紳社 所蔵文書 一羽柴秀吉制札の検証
- ・追跡調査
 村上家文書

・webページ作成のコンセプト検討

Ⅱ 成果と課題

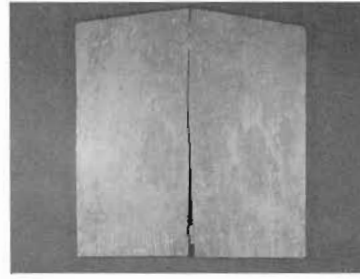
○成果

- ・史料の「発見」
 史料と認知されていなかったものが、史料として意識される
- ・羽柴秀吉制札
 羽柴秀吉、桑市 → 淡河地域の歴史に関心を持つきっかけに（政治、商業、交通）
 播磨管内における同時期の制札の存在（三木、姫野町など） → より広域的な発想

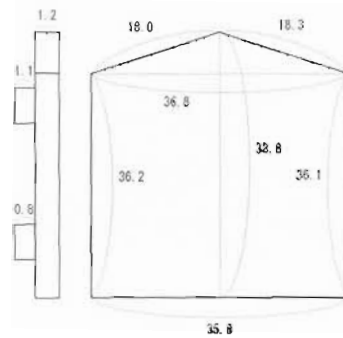
○課題

- ・地域アイデンティティを創出してしまうことの懸念
- ・淡河→1958年に神戸市に合併 → 神戸市の歴史として認めていない部分
- ・地域を単一のアイデンティティで強りつづらすことの問題性
- 同一化ではなく多帯が必要
 「有志」による連携 ex. 蒲原の事例

天正7年羽柴秀吉制札



赤外線フィルムによる撮影



〔表〕

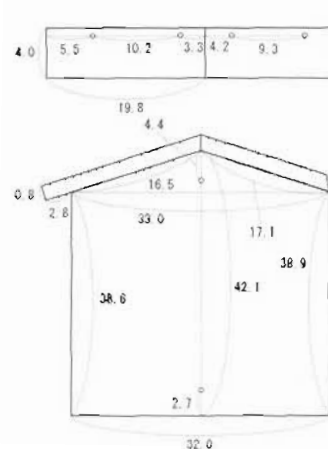
天正七年五月廿九日
 羽柴秀吉
 桑市
 淡河城址
 歴史整備事業
 連携協議会
 報告書

天正七年五月廿九日
 羽柴秀吉
 桑市
 淡河城址
 歴史整備事業
 連携協議会
 報告書

天正8年羽柴秀吉制札



天正八年十月廿九日
 羽柴秀吉
 桑市
 淡河城址
 歴史整備事業
 連携協議会
 報告書



天正八年十月廿九日
 羽柴秀吉
 桑市
 淡河城址
 歴史整備事業
 連携協議会
 報告書



赤外線フィルムによる撮影

被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

～台風23号による被災歴史資料・文化財の救済・修復活動を通じて～
歴史資料ネットワーク事務局長 松下正和 (神戸大学文学部助)

1. 被災史料調査 (パトロール活動) とレスキュー活動について

- ①自治体・マスコミ・ボランティアへの呼びかけ FAX →【参考資料1】
- ②兵庫県・京都府への協力要請
 - ・兵庫県教育委員会文化財室による「水損被害を受けた史料等紙製文化財の救出について」通達/県資料館による「県内史料所蔵者情報」の提供
 - ・京都府教育庁、京都府立総合資料館、丹後郷土資料館による史料所蔵者に関する情報や被災情報の提供、調査の同行
- ③郷土史研究団体への協力要請 (＝被災調査への同行依頼)
- ④被災状況の確認作業 (＝浸水域、所蔵者情報 (＝自治体からの情報・自治体史・辞書類)などを地図へ書き込み)
- ⑤被災市町への連絡・訪問 →【参考資料3】
 - ・教育委員会・資料館・博物館・図書館などから被災状況の聞き取り調査/史料所蔵者 (旧家・区長など)のデータ提供依頼/文化財審議会・区長・史料所蔵者への連絡依頼/被災調査への同行依頼
- ⑥被災史料所蔵者宅への訪問 (パトロール活動) →【参考資料4】
 - ・浸水域に所在する史料所蔵者宅を訪問して史料の有無・安否確認/趣旨説明の後チラシを配布/水損史料・汚損史料を廃棄しないよう呼びかけ/ →【参考資料2】
- ⑦水損・汚損史料への対応、レスキュー活動 →【参考資料5】日高町T家・出石H区有文書を1000点以上レスキュー
 - ・被害の程度が軽微な場合は応急処置の措置/程度がひどく処置に困っている場合はレスキュー
 - ・防カビのために史料にエタノール噴霧後、史料をビニール袋に密封して詰め、段ボールに収納、大学へ搬送
 - ・乾燥処理終了後、所蔵者の生活が落ち着いた段階をみながら返却 (所蔵者とは「借借書」をとりかます)

※被災史料調査は地元協力なくして不可能→【表1】参照

- ※所蔵者の意識の高さ：自力で除干し・乾燥、2階への避難、高い立地などにより保全
- ※一方で、多くの廃棄事例：未指定、水損、水損はないがこの際に処分→早期の被災地入りによる保全の必要性！
- ※被災地入りをいかに早くするか＝早急な現地組織の立ち上げの必要性 被災地入り時期によってぎざぎざの選択
- ・災害ボランティアによるゴミ出し＝誤って廃棄される可能性→ボランティアセンター・社会福祉協議会に呼びかけ FAX
- ・ゴミ出しの無料化/廃棄の対象となりやれ水損汚損史料
- ・災害救助法の適用＝家庭・蔵の公費解体による資料の廃棄がすむの注意
- ・早急な修復措置が必要＝水損汚損史料＝カビの発生や水損汚損によりゴミとして廃棄されやすい。地域での被災史料
- ・「史料どころではない」とおっしゃっていたお宅 (日高町T家) から5日後にレスキュー依頼の電話があった

2. 修復作業について →【参考資料6】

- ①乾燥作業ボランティアの確保
 - ・ボランティア登録制度の活用、11/8～12/27計20日間のべ約200名のボランティアによる乾燥作業と冷凍前処理
- ②関係諸団体からの協力 ノウハウ・物品・マンパワーの提供
 - ・京都造形芸術大学・史料ネット構成歴史学会/文化財修復関係団体 (JCP・文化財保存修復学会など) /県内公機関
- ③被災程度が軽微なものもキッチンペーパーによる吸水作業/重いものは防カビのため即冷凍保管
 - ・乾燥済みの史料は京都造形芸術大学 (日高町M家)・神戸大学文学部 (日高町T家・出石町H区有文書)にて保管
- ④冷凍保管倉庫の確保 西宮冷蔵による冷凍保管スペースの無償提供
 - ・日高町23箱・出石町19箱分の段ボール箱 (7パレット) →【参考資料7】
- ⑤真空凍結乾燥機による処置 (修復機関・乾燥機関の確保)
 - ・兵庫県歴史文化財調査事務所の協力 (サンプルによるデータ収集→冷凍保管している水損史料の乾燥と乾燥後の輸送)
 - ・人的・物的・金銭的負担の大きさをいかに減らすか？
 - ※各都道府県レベルで処理できるような乾燥・修復体制が望ましい

3. 被災史料調査・保全・修復体制の構築に向けて～「いつだって次の災害の前」

- ①地元でのネットワーク作り 単純だがお互い顔見知りであることが重要
 - ・住民組織とのつながり 郷土史団体/古文書を讀む会/歴史サークル/ボランティア組織などの活用/協力要請
 - ・行政の文化財担当職員同士とのつながり (教委・自治体史編纂室・史料館・文書館・図書館・博物館など)
 - ・地元大学とのつながり
 - ・文化財保存修復機関との連携 保存科学系の大学研究室・博物館・美術館との連絡/埋蔵文化財処理施設との連携
- ②史料所蔵者への日常的なケアを 積極的に地域にはいる
 - ・特に自治体史編纂の類に悉皆調査を (一被災史料調査時の調査台帳となる)
 - ・所蔵者の史料管理状況確認、日常の保管法・被災時の処置法の指導 (虫干し/水損汚損しても廃棄しないよう呼びかけ)
 - ※直接的な災害による消滅とともに、所蔵者代替時、蔵建替時、合併時、水損・汚損時などの際の二次的廃棄に注意！
- ③より積極的な被災史料調査へ 被災情報を得ただけではなく
 - ・地域防災計画内に文化財の項目を (一被災文化財保全活動を復興業務の一環へ)
 - ・指定文化財だけではなく未指定も視野に入れた保全体制作り
 - ・史料目録の整備と更新 (一編纂室のもつ情報の引き継ぎ、史料所蔵者の確認作業)
 - ・災害時に連絡できる体制の確保 (一区長連絡会をベースに)
 - ・広報の利用 (一記者発表、広報紙、地元CATV、区長宛回覧などでの呼びかけを)
 - ・とにかくあきらめず調査を！ (一蔵の掃除は一番後回し。水損・汚損したまま残っていることが多い)
 - ※被災史料調査時の壁→二つの「大丈夫」に注意
 - ①旧家は高い立地にあるので「大丈夫」確認なしでの判断は危険、高い立地でも土砂崩れや鉄砲水による浸水被害あり
 - ②被災の連絡がないので「大丈夫」→所蔵者は水損しても連絡しない！窓口を知らない！連絡する暇がない！

【表1】被災史料調査・救出活動一覧

調査地	被害状況	対応	自治体の協力	郷土史団体等の協力
豊岡市 (10/21,28)	水損1件 (M家) 床上浸水だが被害無し、但し未指定を廃棄1件 (作) 家	M家に乾燥法指導		郷土史館で聞き取り (10/21) 但馬史研究会が同行
日高町 (11/1)	水損2件 (M家・T家)	M家11/1、T家11/7,23レスキュー 1家は京都造形芸術大学にて乾燥済、T家は 但馬大で乾燥済、残りを冷凍中		但馬史研究会が同行
西脇市 (11/4)	水損1件 (S家)	郷土資料館にてレスキュー依頼、同館にて乾燥済		郷土資料館で聞き取り、S家文書の閲覧
但馬町 (11/6)	水損なし 廃棄1件 (O家)・高廃棄1件 (R家)			日本・モンゴル民族博物館、文化財調査員が同行
洲本市 (11/6)	なし			洲本文化史料館で聞き取り
養父市・和山町・日高町 (11/14,23)	水損1件 (和山町H等) 水損1件 (和山町S等) 全壊 (養父市O神社社)	O神社の被災状況を養父市教委に報告		養父市役所も表決委員会、和山町史編纂室が同行
出石町 (11/18)	水損2件 (H区有文書、H区有)	H区11/19レスキュー (南陽保管中)、T氏に乾燥法指導		教育委員会も聞き取り、レスキューの参加、区長への連絡
宮津市 (12/1)	なし			宮津市歴史資料館で聞き取り
舞鶴市 (12/22,1/5)	水損2件 (M区有、A家) 廃棄1件 (H家)	ともに乾燥法指導		教委・元市史編纂委員も聞き取り、広報新聞社、区長連絡
加賀町 (12/23)	水損1件 (町有(分))	町史編纂室が乾燥		町史編纂室が同行、広報新聞社
京丹後市 (1/6)	水損1件 (M区有)	乾燥法を指導		教育委員会も同行、広報新聞社 京丹後市ふるさと歴史研究会が同行

(※1/10現在アンケート、1/12に第3回毎町調査、1/13に第1回毎町調査の予定)

【参考資料1】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

行徳地区史資料館
2010年10月12日
代表 原田 伸 (神戸大学助)

行徳地区史資料館
〒657-0001 神戸市東灘区行徳1-13-1神戸大学文学部2号館
TEL FAX 078-9631065
TEL 090-9793-4889
E-mail: oshidake@nifty.com

【参考資料2】台風23号被災地域の歴史資料・文化財被害状況確認のお願い

【参考資料3】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料4】被災史料所蔵者宅への訪問 (パトロール活動)

【参考資料5】水損・汚損史料への対応、レスキュー活動

【参考資料6】修復作業について

【参考資料7】真空凍結乾燥機による処置 (修復機関・乾燥機関の確保)

【参考資料8】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料9】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料10】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料11】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料12】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

【参考資料13】被災地域の自治体・郷土史団体との連携による地域遺産保全活動

市町合併と文化財行政に関するアンケート(2004年8月3日締結)の回収結果

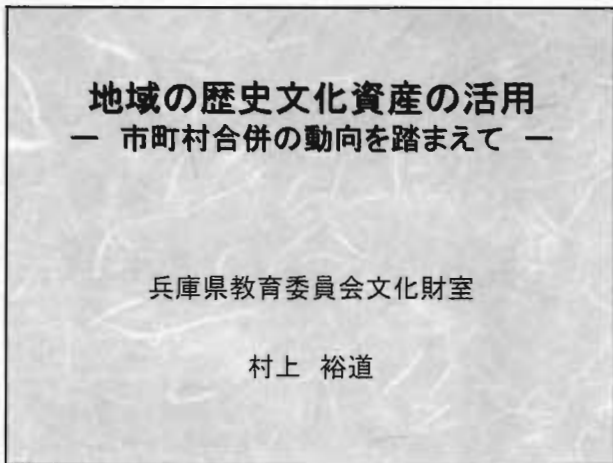
A	歴史資料の保存・活用
①	保存資料の種類
②	保存基準の有無
③	地域歴史資料を活かした取り組み
B	合併をめぐる課題
①	合併自治体間の公的連携
②	合併後の課題
③	合併後の人員配置
④	大学への期待

- 1) A₀
A-② 保存基準は特になし、文化財についても特になし、一応自治体史編集に關係するものを保存。
A-③ 地域の小中高とPTAが郷土史を顕彰する団体と共に郷土史学習
B-④ 大学とは、文化財の調査研究、文化財講座の講師等さまざまな分野での連携が可能。
- 2) A₁
A-② 保存基準なし。
A-③ 歴史研究会を中心に古文書の整理等。
B-① 合併をめぐる協議・交流はなし。
- 3) A₂
A-② 保存基準なし。
A-③ 歴史民俗資料館友の会が存在するが、史料を活かした取り組みはなし、歴史館等はやっている。
B-① 教育委員会が都で共同設置のため、担当者会・文化財審議委員・連絡協議会がある。
B-② 各自治体で保管されている古文書等が保存に適した施設への移管。
B-④ 講師派遣、文書整理等への学生参加。
- 4) A₃
A-② 保存基準なし。
A-③ 住民により地域の歴史を学ぶ勉強会を定期的に行っている
B-① 合併協議あり。
- 5) A₄
A-② 保存基準なし。
A-③ 地域歴史資料を活かした取り組みなし。
B-① 合併協議なし。
B-② 当自治体は現在、事務担当者のみであり、埋蔵文化財として発掘した成果品についても倉庫保管しているのが現状、新自治体での取り組みに期待する。
- 6) B₁
課題として、自治体指定文化財に対する補助金制度に違いがあり、統一した制度にするための検討。史料等の保管については、各自治体の保存施設を活用し、種類等により分けて分散管理する方向で協議中。
B-③ 合併後は、教育委員会文化感興課=文化財係+地域文化係になる予定。
- 12) B₁
A-② 保存基準なし。
A-③ ふるさと講座あり。
B-① 合併協議会事務事業等一元化調書協議。
B-② 合併後は、資料の保存・保管場所、編入していく自治体の自治体史の発刊が終了していない中、自治体史の発刊が終了している自治体、していない自治体があるので、どのように自治体史を発刊していくかの問題がある。
- 13) B₂
A-② 保存基準なし。
B-① 合併協議会は休止状態である。
B-④ 講師派遣。
- 14) B₃
A-② 保存基準なし、基本的に自治体が重要と認めたもの。
A-③ 地域史料をいかした取り組みは、把握している中では無し。
B-① 合併に備え、担当者会で各自治体の現状の話し合いを行っている。
B-④ 住民対象講座等の講師派遣が一番大きな役割になると思う。
- 15) B₄
A-② 保存基準あり、資料保存庫が狭いので、特に民具・農具に対しては保管スペースがない。
A-③ 主に常設展と小学校社会科協力展として、むかしの暮らし展を実施、財政事情の厳しい状況下であり、常勤1名しかおらず、企画展の取り組みが出来ない。
B-① 合併協議内での取り組みなし。
- 16) B₅
A-② 保存基準あり、自治体の歴史・文化・生活・産業等に関する資料。
A-③ 古文書に親しむ会あり。
B-① 文化財担当者会あり。
B-② 文化財保護条例・文化財審議委員会の設置と再編、歴史資料の調査・収集担当部署の整備、歴史資料の保管場所の確保、保管点数・内容等の把握、現行の歴史資料館等の施設維持管理形態の調査と再編。
B-③ 教委事務局での複数の専門職員の配置、歴史資料館の専門職員の配置を要望しているが、現状では未定。
B-④ 地域歴史資料の所在調査、収集整理作業の協力、古文書の解読作業の指導、歴史資料の活用事業(講座・講演会・見学会・体験会への協力)

- 6) A₅
A-② 保存基準なし。
A-③ 地域歴史資料を活かした取り組みなし。
B-① 合併協議会社会教育分科会文化財事務調査班協議がある。
B-② 合併に関する課題としては、各自治体の指定文化財(特に自治体指定)件数にばらつきがあること、保存・伝承に対する補助金制度。
B-④ 大学が地域に対してどのような活動が可能なか、具体的に知らせて欲しい。
- 7) A₆
A-② 保存基準なし、ただし既に所蔵している資料については原則として収集しない。
A-③ 地域の子供を対象とした考古学体験講座。
B-① 合併協議会社会教育分科会あり。
B-② 合併に関する課題としては、行政の力関係により協議がなかなか噛み合わないこと。
B-③ 合併後、文化財担当部署は本庁で一本化されるが、担当者については各総合支所内に配置される旨を協議中
B-④ 調査保存に関する指導・協力、自治体にある文化施設との情報の共有化、住民対象講座への講師派遣。
- 8) A₇
A-② 保存基準あり、地元の歴史に関するもの、鉄道・交通に関するものは近・現代の資料も含む。
B-④ 古文書等の史料・資料に対してデジタル化保存、また保存方法についてのアドバイス、自治体と連携した地域 文化財資料の蓄積。
- 9) A₈
A-② 保存基準なし。
B-① 合併協議の中で文化財関係については各自治体の担当者が話し合っている。
B-② 補助金の対象基準やその額が各自治体で違っているため、それを均一にするか否か、当面は各自治体の基準のままで対応すると話になった。
B-③ 担当者の配置は全く変わらないが、その部署が必要であり、人員数についても仕事量にあった確保が欠かせないとの認識で一致した。
B-④ 地域における歴史資料のデータベース化、地域別公開講座の開催、歴史資料の積極的な公開と提供。
- 10) A₉
A-② 保存基準なし。
A-③ 住民の手による自治体史の資料作成、住民が自治体史編集協力者、自治体史編集委員として参加。
B-① 法定合併協議会にともなう教育部署。
- 11) B₀
A-② 保存基準なし。
A-③ 自治体内5地区のうち3地区には、歴史に詳しい方々が集まって史談会という名称の会を組織、歴史関係の学習・研究を行っている。
B-① 事務調整の協議あり。
- 17) B₀
A-② 保存基準あり、出土遺物については県教委の出土遺物取り扱い基準による。
B-① 北編歴文化財担当者会、柳屋文化財担当者連絡協議会。
B-② 民間関係資料においては、合併により同じものが増加した場合の取り扱い、現在すでに生じている文化財対応体制の濃淡をどのように克服していくか。
B-④ 地域歴史資料を周知していくための啓発、講師派遣、共同調査研究。
- 18) B₁
A-② 保存基準あり、マニュアルを規定。
A-③ 図書館主催の月1回で、自治体史で収集された古文書を読む会を開催(入門+中級の2コース)、随時で考古学体験会を開催。
B-① 合併協議あり、ただし基本線のみ、具体化は合併後。
B-② 課題をあえてあげると、各自治体ごとに基準の異なる指定文化財の統合と整理。
B-④ 特になし。
- 19) B₂
A-② 保存基準なし。
A-③ 地域歴史資料を活かした取り組みは、今後検討していく。
B-① 合併協議会あり。
B-③ 合併後の資料の集約化をどう図っていくかが課題。
- 20) B₀
A-② 保存基準なし。
A-③ 生涯学習課教育委員会部で調整協議中、分科会が担当者、専門部会が議長。
B-② 合併後、全体としての資料館を建設する予定は今のところ無し、資料保存については各自治体で保管することで同意、新自治体になってから検討予定。
B-④ 相談業務。
- 21) C₀
A-② 保存基準なし。
A-③ 観光協会による「観光ボランティア」の養成(歴史中心)。
B-① 担当者間で協議中。
- 22) C₁
A-② 保存基準なし。
A-③ 博物館施設にある資料は、一般者に対して閲覧の便宜をはかっている。
住民自身による取り組みはなし。
B-① 担当者レベルの協議・調整あり。
B-④ 大学の主体的取り組み、派遣や相談など一歩きだったものではないもの。

- 23) C₂
- A-① 歴史資料としての保存のほか、通常の公文書等としての保存があるが、どちらも同じように大切であるにもかかわらず、合併を目前にして一気に大量廃棄される危険性がある。また合併しなければならぬような財務不足の自治体では公文書館も困難。
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 自治体文化財委員会、古文書の会、歴史をつなぐ会(自主研究、書籍発行)
- B-① 社会教育分科会で協議中。
- B-② 歴史に関する住民の温度差があるほか、対象分野の違い、合併までの歴史の違い、住民活動の違いとそれを支援してきた行政のスタンスの違いなどがあることから、今後、合併をめぐり総部にわたって調整していく必要がある。
- B-③ これまでは1人が社会教育全般をカバーする必要があった。合併後はある程度分野が狭まり、専門的に対応出来る部分が生じると思われる。また人的配置も未公開であるが、合併後数年かけて3/5程度に縮小していく計画があり、十分な対応が出来なくなる可能性がある。
- B-④ 合併前の職員や自治体長への資料の保存活用研修への講師派遣。資料保存の技術的な初級研修講師派遣。資料の価値基準、分類整理などの方法の指導・助言。学生などのマンパワーを活用した緊急保存措置(廃棄前の対応として)、地元研究者との連携による地域の歴史のWeb情報化、ITの推進。
- 24) C₃
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 歴史講演会、歴史講座あり。
- B-① 郡教員委員会文化財担当委員会がある。
- B-② 既存の歴史資料館を統合して総合博物館を建設し、資料を一括収集保存した方が良いのかどうか。
- B-③ 新教育委員会地域文化財課文化財係で3名体制になる予定。(6自治体が合併)
- B-④ 古文書の感書調査等に関する指導者派遣や相談業務。
- 25) C₄
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 地域歴史資料を活かした取り組みなし。
- B-① なし。
- 26) C₃
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 読み聞かせボランティアによって、郷土の歴史を学ぶ機会の提供。
- B-① 郷土史の追録と編集を行っている。
- B-② 合併協議の課題として、維持管理についての統一をはかっている。
- B-③ 合併により、従来の人員不足が幾分か解消できる。文化面の課が設置される。
- B-④ 発見された資料等成果品の研究と報告会など地域学習会への協力。

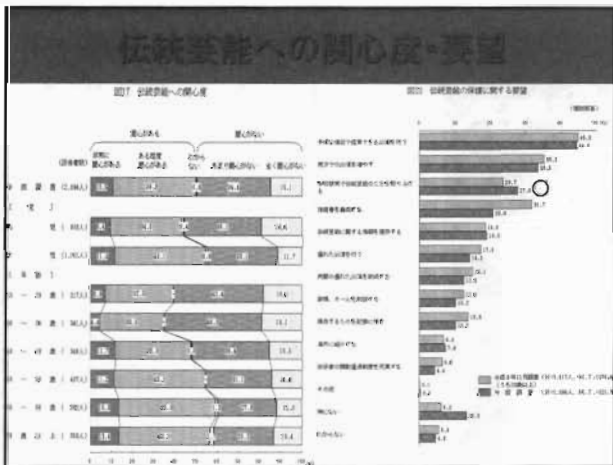
- 27) C₃
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 古文書を読む会を実施。
- B-① なし。
- B-② 合併後は教育委員会社会教育係に配置する予定。
- B-④ 歴史資料への相談業務(保存指導など)、自治体主催の講座への講師派遣。
- 28) C₁
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 以前は古文書を読む会を開催していたが、現在は休止している。
- B-① 協議機関あり。
- B-② 旧自治体における地域歴史資料の整理・保管と合併後の保管場所の確保をどうするか、また担当職員が配置されるかどうかを課題。
- B-③ 教育委員会部局になるか、生涯学習部局になるか未定。
- B-④ 住民対象講座への講師派遣してもらえば、保存活用を含めて生涯学習の推進につながる。
- 29) C₃
- A-② 保存基準なし。地域にとって重要なもの。
- A-③ 住民主体としては無いが、郷土資料館を主体とした調査研究、研究発表を行っている。
- B-① 資料・文化財取扱調整、条例規則調整がある。
- B-③ 資料の保管場所の確保問題。分散ではなく一箇所での保管管理できる場所の確保。
- B-④ 資料整理。
- 30) C₃
- A-② 保存基準なし。
- A-③ 住民の取り組みは特になし。
- B-② 旧自治体の行政文書が合併後にきちんと保存されて行くかが課題。現に本自治体ではファイリングシステムの導入により、保存期限の過ぎた文書は棄てるという体制になりつつある。各課への呼びかけで何点か古い現場文書は救済出来たが、すべてに対応する余裕がなく、知らない間に行政文書が廃棄されていると思われる。
- B-③ 自治体レベルでは学芸員等の専門職員採用はほとんど無いので、他部局への配置がえは当然考えられると思う。自治体史は事業が終われば、部局は無くなくなり、文化財担当に資料等が引き継がれることにはないだろうか。
- B-④ 歴史資料の活用についての助言・指導、学生等による古文書整理のボランティア活動。



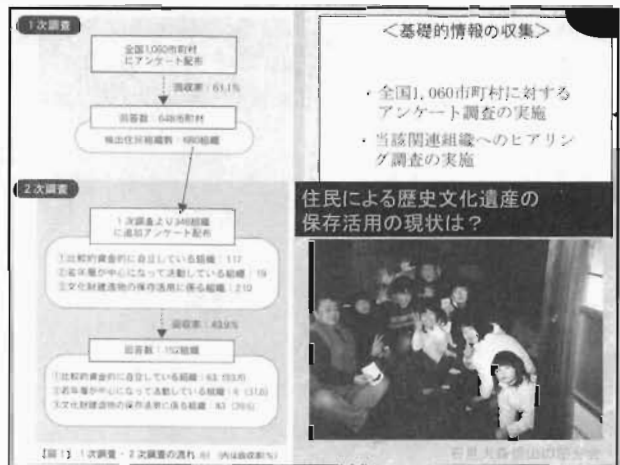
-63-



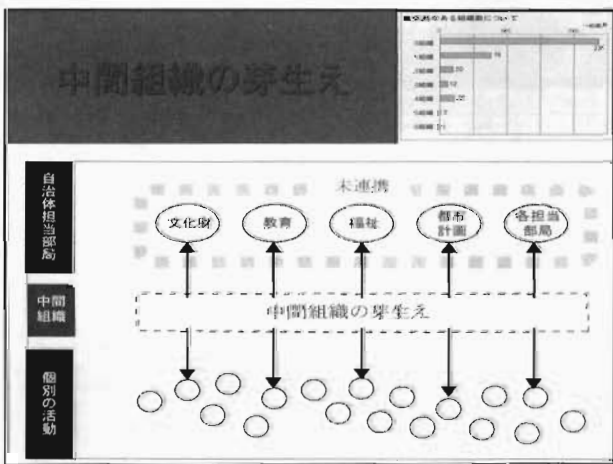
-64-



-65-



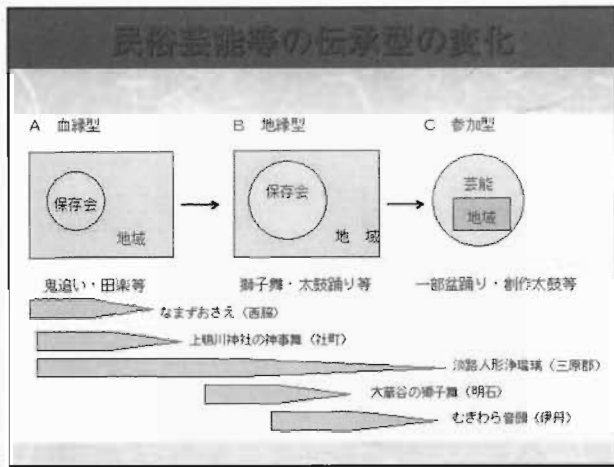
-66-



-67-



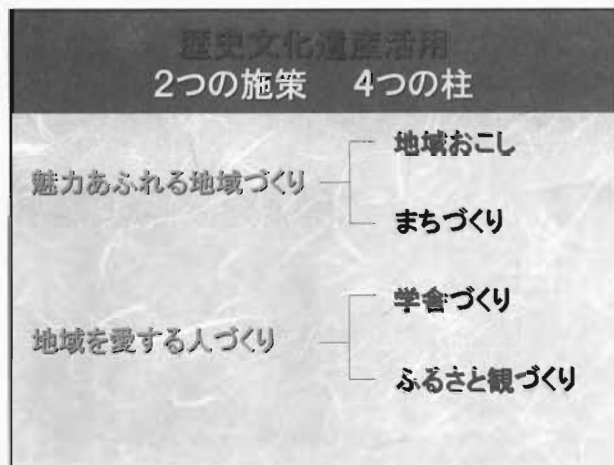
-68-



- 69 -



- 70 -



- 71 -



- 72 -



- 73 -

学舎づくり 神戸市 南古学講座・出羽町古学講座

年度	開催内容	参加者	参加料	備考
平成11年(1999)	親子で体験考古学講座・体験考古学講座・古代文脈・糸米作りに挑戦(上)・番外展示 6校	1080	3295名	3215名
平成12年(2000)	親子で体験考古学講座	680	531名	大塚山公園
	出羽町古学講座	13校	782名	
平成13年(2001)	出羽展示	4校	649名	古代人跡定跡
	親子で体験考古学講座	9回	726名	お祭と山まつり
平成14年(2002)	出羽町古学講座	24校	1,932名	2,862名
	出羽展示	3校	573名	お祭と山まつり
平成15年(2003)	親子で体験考古学講座	7回	787名	お祭と山まつり
	出羽町古学講座	34校	2,819名	3,206名
	出羽展示	6校	858名	お祭と山まつり

- 74 -

ふるさと調べ 三田市

○市民の役割


- ・三田の歴史や文化に関心をもち、学ぶ
- ・三田の歴史や文化にふれあう
- ・祭や伝統芸能の保存・継承に参加、支援する

○事業者の役割

- ・地域の歴史・伝統を守る活動を支援する

○行政の役割

- ・市民が三田の歴史・文化に親しむ機会を提供する



- 75 -

歴史文化遺産調査アルバム(野島)

4100 歴史文化遺産調査(北摂市)の7つの地区の調査結果のアルバム。各地区の調査結果を写真で紹介しています。

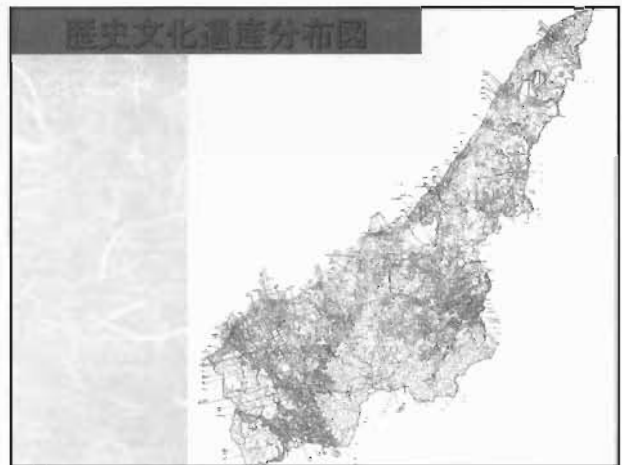


- 76 -

歴史文化遺産リスト

番号	名称1	名称2	種別	時代	所在地	所有者	管理者	材質	備考
1	江崎灯台		近代化遺産	明治	江崎				
2	江崎灯台	雷倉庫	近代化遺産	明治	江崎				
3	江崎灯台	灯台からの風景	景観	近代	江崎				
4	江崎灯台	野島新築によるズレ	文書記念物	近代	江崎				
5	海上保安庁施設		その他	現代	江崎				
6	徳林寺	境内	寺院	近代	江崎				
7	徳林寺	経典	石造物	近代	江崎				
8	徳林寺	一石五輪群	石造物	近代	江崎				
9	徳林寺	灯籠	石造物	近代	江崎				
10	栗野堂	板碑	石造物	近代	江崎				
11	栗野堂	造り?	埋蔵文化財	近代	江崎				埋蔵の遺跡に決まらずにたがひていり。
12	栗野堂	社日壇	石造物	近代	江崎				
13	徳富神社	カマド	民俗	近代	江崎				
14	徳富神社	社殿	神社	近代	江崎				
15	徳富神社	屋敷	民俗	近代	江崎				
16	貴船神社遺跡		埋蔵文化財	大正	大川				
17	貴船神社		神社	大正	大川				
18	貴船神社	御斎庭	建造物	大正	大川				
19	貴船神社	石造物	石造物	大正	大川				
20	貴船神社	大木	天然記念物	大正	大川				
21	貴船神社	墳墓	民俗	大正	大川				おぼろげなものが...
22	浪路の夕陽の地		千の巻	平成	平鉢				おぼろげ
23	阿奈陀堂	石	民俗	大正	大石				
24	阿奈陀堂	お堂	寺院	大石	大石				
25	五輪神社		神社	明治	五輪				

- 77 -



- 78 -

昭和53年北摂町誌史料写真

4100 歴史文化遺産調査(北摂市)の7つの地区の調査結果のアルバム。各地区の調査結果を写真で紹介しています。



- 79 -

昭和53年・現在風景比較(富島)

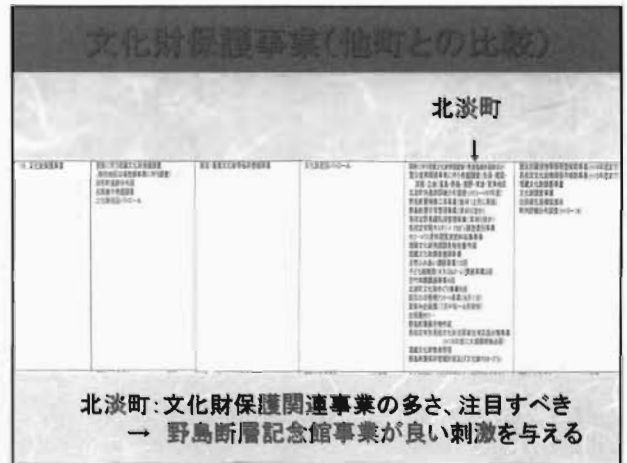


簡保の宿 屋上から望む

- 80 -



- 81 -



- 82 -

文化財関連講習会

- ・月3~4回
- ・動植物観察
- ・星を見よう... 自然系
- ・文化財をたずねて...
- ・道具をつくろう...
- 歴史文化遺産系
- ・価値の共有
- そして、どの柱に向かう

No.	名称	所在地	種別	備考
1	正法寺古墳	三本町別荘	古墳	...
2	愛宕山古墳	三本町別荘	古墳	...
3	小和野神社	三本町別荘	神社	...
4	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
5	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
6	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
7	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
8	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
9	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
10	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...

- 83 -

歴史文化遺産は地域の住民がつくるもの

- ・歴史文化遺産の発見
 - ・歴史文化遺産資源台帳の作成
 - ・調査者の養成、支援
- ・価値の共有
 - ・歴史文化遺産セミナー
 - ・歴史文化総合学習
- ・活用計画
 - ・歴史文化遺産活用マスタープラン
- ・活用の実践 → 魅力あふれる地域作り 地域を愛する人づくり

- 84 -

歴史文化遺産台帳の作成 市町教委提案

No.	名称	所在地	種別	備考
1	正法寺古墳	三本町別荘	古墳	...
2	愛宕山古墳	三本町別荘	古墳	...
3	小和野神社	三本町別荘	神社	...
4	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
5	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
6	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
7	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
8	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
9	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...
10	石野大蔵	三本町別荘	建造物	...

- 85 -

地域の特性と多様性 市町教委提案

- ・加古川水系・街道を軸に多様な文化が展開
- ・風土記の世界
- ・歴史・自然・産業・文化遺産の宝庫

- 86 -

地域遺産の特性 市町教委提案

- 史跡が点在
- 国宝・重要文化財等をもつ社寺が点在
- 石の文化が展開
- 産業発展の足跡
- 民俗文化財・伝承が多数伝わる
- 赤松氏関連城跡をはじめ近世城郭
- 北播磨地域には豊かな自然



- 87 -

広域連携事業の提案Ⅰ

- 情報発信
 - ① 歴史文化遺産台帳・地図の作成
 - ② 散策ルートの策定(広域・市町域)
- イベント事業
 - ① 歴史回廊ウォーキングの
 - ② 加古川舟運復活事業
 - ③ シンポジウムの開催




ボランティアガイドの活躍

- 88 -

広域イベント事業の提案Ⅱ

- 歴史回廊ウォーキング

(例)三木城と付城めぐり(三木市)
風土記めぐり(加古川市・高砂市)
五丘古墳と北条界隈めぐり(加西市)・・・ etc.
※周辺市町は会場周辺で所轄文化財の揭示・案内
- 加古川舟運復活事業
渡し船復活(黒田庄町)
- シンポジウムの開催
歴史文化遺産活用広域シンポジウムの開催



渡し船復活(黒田庄町)

- 89 -

個別連携事業の推進提案Ⅰ

- 史跡活用による体験学習事業
大中遺跡(播磨町)、西条古墳群(加古川市)、五丘古墳群(加西市)、東山古墳群(中町)、広渡鹿寺(小野市)
- 考古学者養成講座
県埋蔵文化財調査事務所



五丘史跡資料館ハニワ作り(加西市)

- 90 -

個別連携事業の推進提案Ⅱ

- 歴史講座の開催
おもしろ考古学フォーラム(中町)
- 指定文化財修理現場公開事業
浄土寺鐘樓(県・小野市)、一乗寺本堂(国・加西市)、酒見寺鐘樓(県・加西市)



中町おもしろ考古学フォーラム



酒見寺鐘樓

- 91 -

研修会意見

- ① これからの文化財は観光資源や地域おこしの起爆剤として活用が必要
- ② 歴史文化遺産の活用の推進には、伝承や近代・現代の遺産まで取り込む必要
- ③ 民俗行事が日常生活に根ざしている地域でもあるので、地域住民の理解・関心を高めていく必要がある
- ④ 歴史文化遺産がなぜ活用されなくなったのか、こうした視点は不可欠
- ⑤ より魅力ある文化財を活用した事業展開をするには、情報の集約、判りやすい共同研究、視覚的な広域マップ作り等の提案が必要
- ⑥ 市町間の意識の格差にばらつきがあり、広域合併等の各市町の諸事情により、市町間の連携・広域行政の推進は困難
- ⑦ 地域によっては、専門の研究機関がないことから専門家の再評価が困難
- ⑧ 地域の歴史文化遺産等を今後繁栄させていくには、各市町が共通のテーマのもとに地域グループ等で音頭を取り特定の時期に実施する必要
- ⑨ あるいは、全県的な地域連携による歴史遺産活用の新たな助成システムを作る必要

- 92 -



- 93 -



- 94 -



- 95 -